

「建築数量積算基準」の制定の経緯と現状について

財建築コスト管理システム研究所
研究部長
青柳 厚

1 はじめに

建築工事の積算における数量積算は、公共発注者の予定価格の作成、受注者の請負工事費の算定において基本となるものであり、受発注者双方が共通した認識のもとで利用できる数量算出方法として「建築数量積算基準」（以下「数量基準」という）が制定されている。

この数量基準は、図面から数量を算出するための考え方や、計測・計算方法を定めたもので、重要な積算基準の一つであり、従来の受発注者双方の独自の基準によっていた数量算出方法を整理し、数量の算出の考え方や図面からの寸法の計測方法、数量の計算方法などの統一を図ったもので、誰が数量積算をしても違算などがない限りほぼ同様な数量が算出され、官民の工事を問わずに利用されている数量基準である。

なお、数量基準は、時の社会状況の変化や社会ニーズに対応する必要があるため、定期的に見直し等を行い、適宜改訂を行っている。

2 建築数量積算基準の制定の経緯

昭和40年代の中頃までのわが国の数量基準については、発注機関、受注者ごとにそれぞれ独自の基準が定められており、発注者の数量の算出方法

は、机上での図面から読み取れる寸法に基づく算出方法である。一方、受注者の数量の算出方法は、図面からの寸法のほかに現場の施工実態を考慮した算出方法であったため、部材が取り合う箇所の扱いや、小開口部の控除の考え方、材料のロス率など受発注者の立場によりその考え方がまちまちであり、問題が指摘されていた。昭和42年に建設工業経営研究会において英国の“Standard Measurement of Building Works”の翻訳研究を初めて以来、各方面の関心が高まり、昭和44年に発注者側、受注者側双方にそれぞれ数量基準作成についての研究組織が設けられ、研究が着手されている。翌年の昭和45年に官民の研究を統合することになり、かねてから官民合同の研究機関である「建築積算研究会*」に対し、当時の建設大臣官房官庁営繕部長から官民合同による数量基準の研究の要請があり、これを受けて官民合同での部会を設けて検討に着手している。数量基準に関する研究はわが国で初めてのものであり、また影響も大きく、慎重な審議が重ねられた結果、約2年半の検討を経て昭和47年11月に中間報告として[躯体の部]が発表された。その後、研究会において引き続き[仕上の部]、[土工の部]の研究を行い、それぞれがまとまった昭和53年1月に[土工の部]、[躯体の部]、[仕上の部]の3部からなる建築積算研究会による「建築数量積算基準」が制定された。

建築積算研究会として研究を始めてから約7年半、数量積算研究の芽生えから10年の歳月を要したことになる。この数量基準は、建築界全体が待ち望んでいたものであり、急速に普及して統一的な数量積算方法として定着した。

なお、数量基準は基準本文だけでは理解しにくい部分もあるため、利用者が理解しやすいように基準本文に対応した解説文、図解による説明などを加えた「建築数量積算基準・同解説」としてその後取りまとめられ、広く一般で活用されている。

*** 建築積算研究会 構成員（昭和45年当時）**

建設大臣官房官庁営繕部
建設省住宅局
法務大臣官房
文部省管理局教育施設部
郵政大臣官房建築部
最高裁判所経理局
防衛施設庁建設部
日本住宅公団建築部
日本専売公社管理調整本部
日本電信電話公社建築局
日本国有鉄道施設局
東京都財務局営繕工事事部

東京都住宅局建設部
社日本建築家協会
社日本建築学会
社日本建築積算事務所協会
社全国建設業協会
社東京建設業協会
社建築業協会
社建設工業経営研究会

3 建築数量積算基準の改訂

改訂は社会情勢の変化、最新の施工実態への反映、利用者からの質問・要望などから適宜見直しを行っており、昭和53年1月の数量基準制定以後、幾多の改訂が行われている。

(1) 昭和59年3月改訂

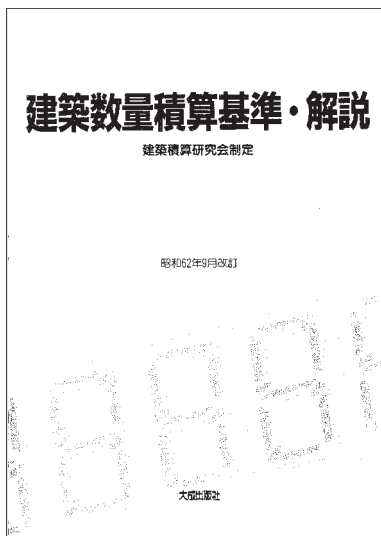
昭和56年頃から壁式構造の研究に着手し、その成果をもとに新たに「躯体の部」に「壁式構造」の数量基準を追加している。

(2) 昭和62年9月改訂

本基準の制定以降、技術の急速な進歩により、建築材料、工法などの著しい変化、また、コンピュータの利用による積算の合理化が進むなど著しい変化が生じ、利用者からの質問、意見が増加した時期でもあった。昭和61年から本格的な検討が行われ、主に鉄筋、鉄骨の施工実態と数量基準の違いなどを調査検討した結果が反映され、躯体の鉄骨基準の大改訂、型枠、鉄筋などの計測・計算規定の改訂を行っている。

(3) 平成4年11月改訂

平成2年に「建築積算資格者」の公的資格認定制度が公布され、数量基準に関する意識も高まり、積算関係者にも理解され広く活用されてきている。主な改訂は施工実態と適合しない部分の改訂として、具体的には「土工」の根切りのゆとり幅の改訂や床付けの追加、「鉄骨」の鋼材のロス率の改訂など施工実態を反映している。また、同



建築数量積算基準・解説
建築積算研究会制定（昭和62年9月改訂版）

時に建築工事内訳書標準書式との整合，理解しにくい文章の解消，建築用語の整理など利用者からの質問・意見を踏まえた全般的な見直しをしている。

4 現行の建築数量積算基準

数量基準は，従来から建築積算研究会で研究を行ってきた。平成11年4月から(財)建築コスト管理システム研究所及び(社)日本建築積算協会が事務局となり，当所に研究の場を移して新たに学識経験者を加えた官民合同による「建築工事建築数量積算研究会*」を設置し，検討を行うこととなった。かねてからの検討課題であった「仮設」の追加，併せて全般的な基準の見直しを行い，平成12年3月に建築工事建築数量積算研究会による「建築数量積算基準」が制定された。その後，改修工事の増加に伴い各方面からの改修工事に関する数量基準の整備の強い要望があったため，改修工事の数量の考え方の研究に着手し，平成15年3月に「改修」，「発生材処理」及び外構の「屋外施設等」が追加された。

なお，この数量基準は，国の公共建築に係る技術基準類の統一の動きに合わせ，内容を変えずに公共建築工事全般に活用できる基準として，「公共建築工事積算研究会」（11の公的発注機関で構成）において「公共建築数量積算基準」としてまとめられ，平成15年3月に「官庁営繕関係基準類の統一化に関する関係省庁連絡会議」において府省庁の統一基準として制定されている。

最終の改訂は，平成18年3月に改訂を行っており，主な改訂内容は，ラーメン構造と壁式構造に区分していた躯体を壁式構造の減少，新たな壁式ラーメン構造の対応など構造形式の変化に伴う内容を整理し，躯体のコンクリート，型枠，鉄筋の計測・計算方法の重複部分の解消を行うと共に軀

体のラーメン構造と壁式構造を集約した。

* 建築工事建築数量積算研究会 構成員（平成21年現在）

学識経験者
(社)日本建築学会
(社)日本建築家協会
(社)日本建築士会連合会
(社)日本建築士事務所協会連合会
(社)日本建築積算協会
(社)建築業協会
(社)全国建設業協会
最高裁判所事務総局経理局
法務省大臣官房施設課
文部科学省大臣官房文教施設企画部
防衛施設庁建設部
(独)都市再生機構本社技術・コスト管理室
東京都財務局建築保全部
国土交通省住宅局
国土交通省大臣官房官庁営繕部
国土交通省関東地方整備局営繕部
(財)建築コスト管理システム研究所

5 おわりに

この数量基準の制定にあたっては，研究が始まって約40年，当初の数量基準制定から約30年が経過して現在に至っており，この間，官民共通の基準として建築生産の合理化，効率化に大きく寄与してきている。特に昭和40年代に官民の研究会に参画し，2年半にわたる膨大な作業を積み重ねた建設工業経営研究会の益田重華氏（故人），二葉積算創業者である宮谷重雄氏（故人）をはじめ，当時の関係者の果たした役割はきわめて大きいものがある。

数量基準は，建築積算業務を行う上で必要不可欠な基準であり，常に社会情勢の変化，材料・工法など技術の進歩に対応していく必要があるため，今後とも数量基準の利用者，関係各位のご協力をいただき，必要な改訂を行っていきたい。